

令和7年11月8日

林道道山線・東中線沿線  
該当森林所有者様  
東中林道愛護組合員様  
(説明会ご欠席の皆様)

東中区長 横川 靖雄  
東中林道愛護組合長 小田島 進吉

森林の集約化モデル地域実証事業 第2回説明会のご報告  
(同封アンケートご返送のお願い)

日頃より、東中地区の森林路網整備の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本日、事前に送付させて頂きました資料と同封させて頂きました当日資料に基づき、ぬながわ森林組合より報告・説明を頂きました。議事要旨や頂戴いたしました質問等につきましては、後述の通りで御座います。

今月から、ぬながわ森林組合と委託業者におきまして、森林境界明確化業務・森林資源解析業務に入ったところで御座います。近いうちに、森林境界に関して、地元精通者ヒヤリングが開催されます。

お手数をお掛けいたしますが、資料等ご一読賜り、まだアンケートに回答されていない方は、同封の「山の将来についてのアンケート調査」へ御記入頂き、(切手不要の)返信用封筒にて投函をお願いいたします。ご不明な点等ございましたら、お気軽に以下の担当、または区長・森林組合総代までお問い合わせくださいませ。

根知地区 森林整備担当:本多 俊一  
電話 025-552-1533  
Email : [sinrin@alto.ocn.ne.jp](mailto:sinrin@alto.ocn.ne.jp)



ご出席者：横川 靖雄 東中区長、外 森林所有者様、計11名  
ぬながわ森林組合：本多 俊一 総務部部長  
片山 圭介 森林整備課長

## 議事要旨

### ●事前郵送資料説明（本多）

本事業は、決して皆様からスギ林を取り上げることを目的としたものではありません。ぬながわ森林組合には、週に何件も「林を手放したい」という相談の電話が入っています。これまで東中地区の皆様とお話しする中でも、同様の声が多くありました。今回、新潟県庁から事業の案内をいただき、東中で実証できないかと申請したところ、採択され始動しました。ただし、基本的には各自で林を管理・維持していただきたいと考えております、その支援を行うことこそが森林組合の存在意義です。

これまで平成25年から令和2年にかけて、林道道山線・東中線沿線で利用間伐や森林作業道の開設などの森林整備を行ってきました。以前より仁王堂地区からも整備の要望があり、昨年度からは国・県の補助だけでなく、「森力基金」による銀行からの支援を得て、林道的な作業道の開設に着手しています。林道的な作業道の開設には境界明確化が必要であり、昨年度全所有者様からご理解ご協力のもと、全ての所有者様から同意を得て、8ha弱の境界明確化を完結しました。

東中地区は公図が無く、境界が不明瞭なため、過去の航空写真や和紙図をもとに推測図を作成し、立木材積等を算出する面的な取組みを進めています。中越パルプ工業が令和6年度末に「大規模所有者で処分を希望する方がいれば紹介してほしい」との相談があったことから、糸魚川市内では大規模所有者がいないことも踏まえ、本事業をきっかけに小規模零細分散所有の森林を集約化し、大きなまとまりとして購入してもらえるよう協議を進めています。

本事業において、地元（森林所有者）の負担はありません。

事業を確実に進めるため、新潟県糸魚川地域振興局および糸魚川市農林水産課を含めた協議会を設立しました。東中地区からの協議会への合流は11月から12月の予定です。

航空レーザー計測の成果を活用し、立木の分析・評価を実施します。将来の管理方針については、来春に向けて約51ha分の方向性を検討していきたいと考えています。

現在の労務単価および補助金水準を踏まえると、再造林後の下刈りにかかる費用負担は1haあたり約2千円程度となる見込みです。

## 【質疑応答】

Q1. 子どものころは親に連れられて山へ行ったが、以前間伐を行った際に施業前に確認を行った。その際の森林簿図面などは見せてもらえるのか。

A1. 行政に申請すれば閲覧交付が可能ですが。ぬながわ森林組合では、組合員は無料、組合員以外は費用負担が発生します。ただし、現在は素案段階のため、図面確定後の閲覧となります。

Q2. 地番は何を基準にするのか。

A2. 最終的には東中会館に保管されている和紙図を基準とします。本事業では、この和紙図をデジタル化し、保存体制の強化にも貢献します。

Q3. 境界推測図はいつごろ完成予定か。

A3. 今年度3月の完成を予定しています。

Q4. ナカミチ地区での間伐予定はないのか。

A4. 新潟県の補助金制度が「間伐」から「主伐」へと変更されたため、今後は皆伐・再造林の提案となります。

Q5. 昭和50年頃に森林組合で植栽してもらったが、手入れの予定はないのか。

A5. 今後、皆伐・再造林の提案を進めていきたいと考えています。

Q6. 山には5年ほど行っていない。跡継ぎもおらず、年齢も高くなかった。娘2人も外へ出てしまい、今回処分したい。

A6. 同様の方が多くおられます。引き継いだ山の扱いに悩む方も多いため、本事業によって山を売却できるようになることは、多くの所有者から歓迎されています。実際、第一回目のアンケート調査では、8割の方からこの機会に山を処分することを検討したいと回答されています。



## ●当日配布資料説明（本多）

和紙図および土地参考図が、現況と一致していない箇所が確認されています。重ね合わせを行ったところ、姫川を越えている部分もありました。

森林境界推定図の納品は1月を予定しています。

- ・アジア航測がすでに林内確認を実施済み
- ・地番配列も確認しながら案を作成中
- ・色分けにより尾根・谷、樹種の違いも把握でき、境界の目安となる

※なお、本事業では「土地界」ではなく「立木界」を明らかにすることを目的としています。

- ・地権者の記憶に基づくヒアリングを実施
- ・過去の航空写真により植栽年度の違いも把握可能
- ・完成時に交付する「森林境界確認表」では、境界線ごとに色分けされ、線を引いた根拠も明示されます。

東中地区の立木については、人の手で1本ずつアナログ計測するのではなく、デジタル技術による調査を行い、人件費を抑えることで、皆伐時に所有者の手元に残る額を増やしたいと考えています。

## 【質疑応答】

Q7. 森林環境税は今後も続くのか。

A7. 時限的な税収ではなく、廃止の議論もありません。日本国内に住所を有する個人から、森林を所有していない人も含めて年間1,000円を徴収しています。糸魚川市では、林道補修や保育作業などに活用されています。

Q8. 森林環境税の使途によっては、将来的に森林整備の負担となることはないか。

A8. 糸魚川市の方針によって使い方は異なりますが、森林組合系統や国・県・市など、各チャンネルを通じて森林整備への活用を継続的に提案・働きかけていきます。

以上